

民主党マニフェスト2009（抄）

「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成22年6月29日閣議決定）（抄）

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(3) 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（平成23年8月30日障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）

※難病に関する記載（抜粋）

I. 障害者総合福祉法の骨格提言 I-2 障害(者)の範囲

【表題】法の対象規定

【結論】○（中略）心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含むものとする。

Ⅲ 関連する他の法律や分野との関係 Ⅲ-1 医療

【表題】難病等のある障害者の医療と地域生活

【結論】○ 難病その他の希少疾患等のある障害者にとっては、身近なところで専門性のある医療を受けることができる体制及び医療を受けながら働き続けることのできる就労環境が求められ、このための法令の整備が必要である。

○ 難病等について検討する会を設置するものとする。

小宮山大臣閣議後記者会見概要（平成23年9月27日）（抄）

（中略）「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」について、（中略）私の方から発言をいたしました。
（中略）提言の内容は、障害当事者のみなさんの思いが込められたものであり、段階的・計画的に実現を目指していくものと受け止めているということ、もう1つは、厚生労働省としては、与党ともご相談をしながら、まずは来年の通常国会への法案提出を目指して検討作業を進めていきたいという発言をいたしました。（以下略）

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正

4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体へ
- ・転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

7. 利用者負担

- ・食料費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者という。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンプズバージョン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介護等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

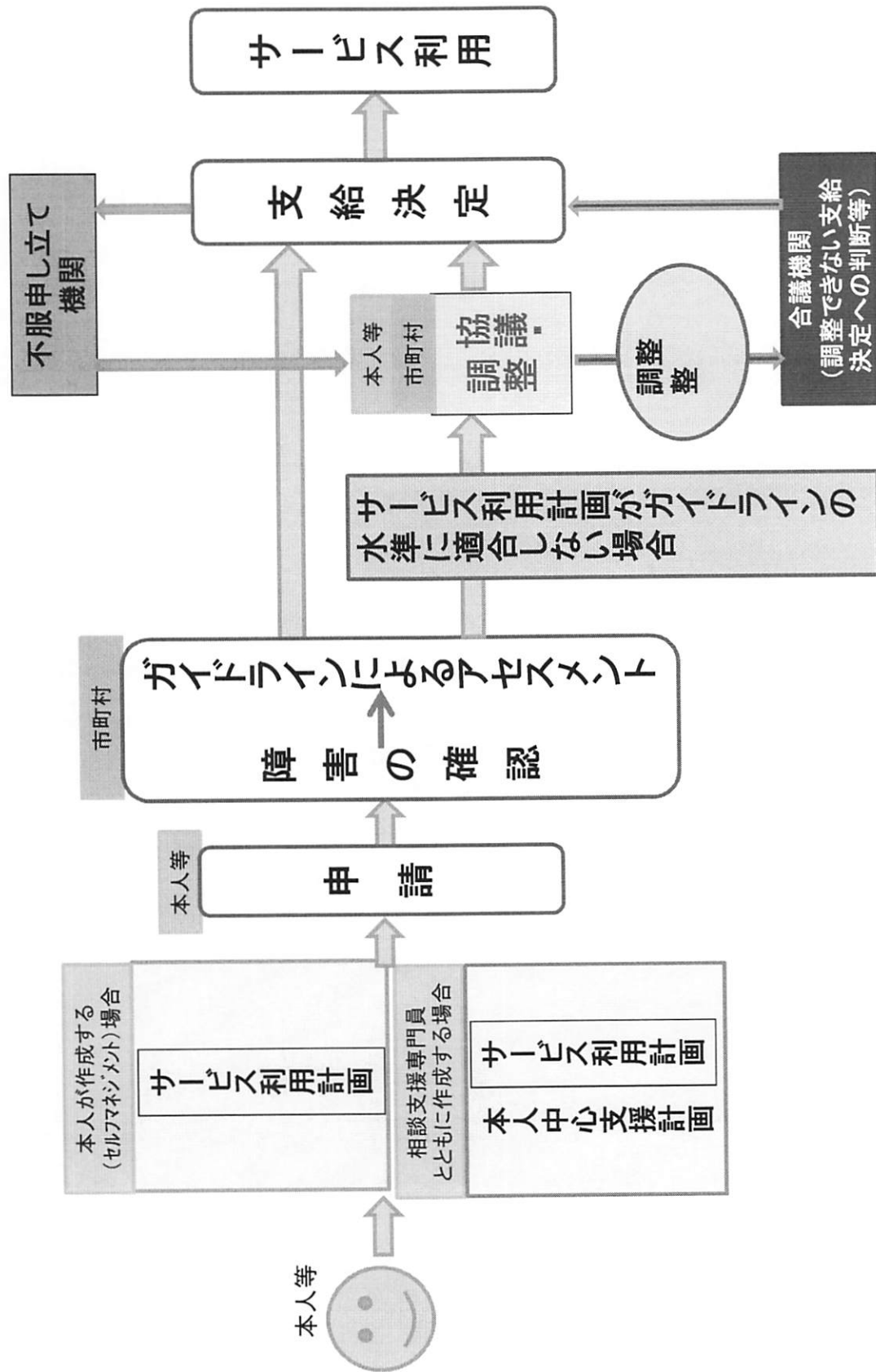
2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

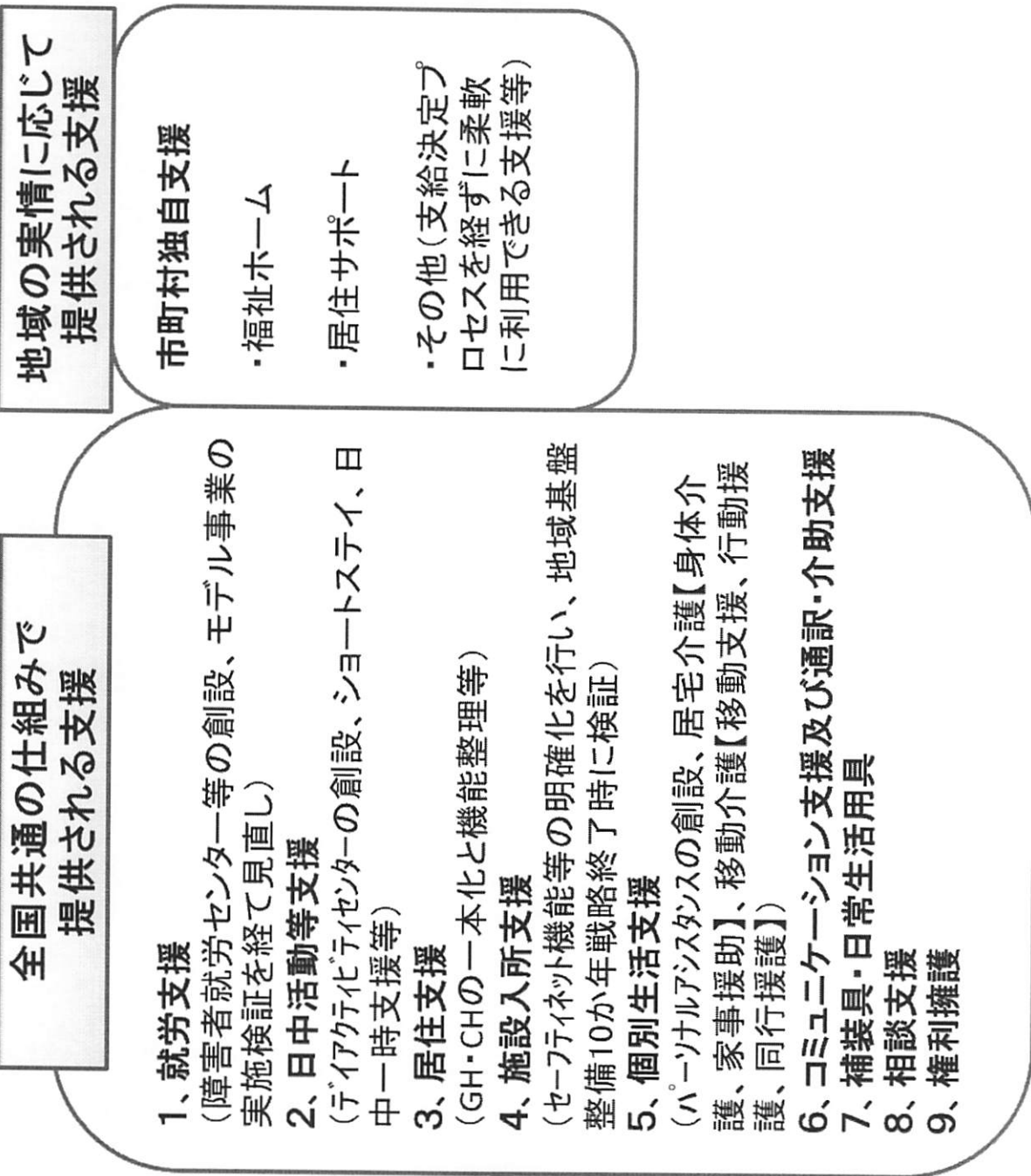
支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定の仕組み



障害者自立支援法のサービス体系

介護給付	・ホームヘルプ ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・児童デイサービス ・ショートステイ ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援 ・ケアホーム
訓練等給付	・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型） ・グループホーム
地域生活支援事業	・移動支援 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・日中一時支援

障害者総合福祉法における支援体系



障害者就労支援の仕組みの推移等

試行事業(パイロットスタディ)

- 就労移行支援事業
- 就労継続支援A・B型
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所

障害者自立支援法

障害者総合福祉法

- 障害者就労センター
- デイアクティブティセンター(作業活動支援部門)

法施行後3年をめぐって検証結果

デイクティブティセンター(作業活動支援部門)を含む障害者の就労支援の仕組みの見直し

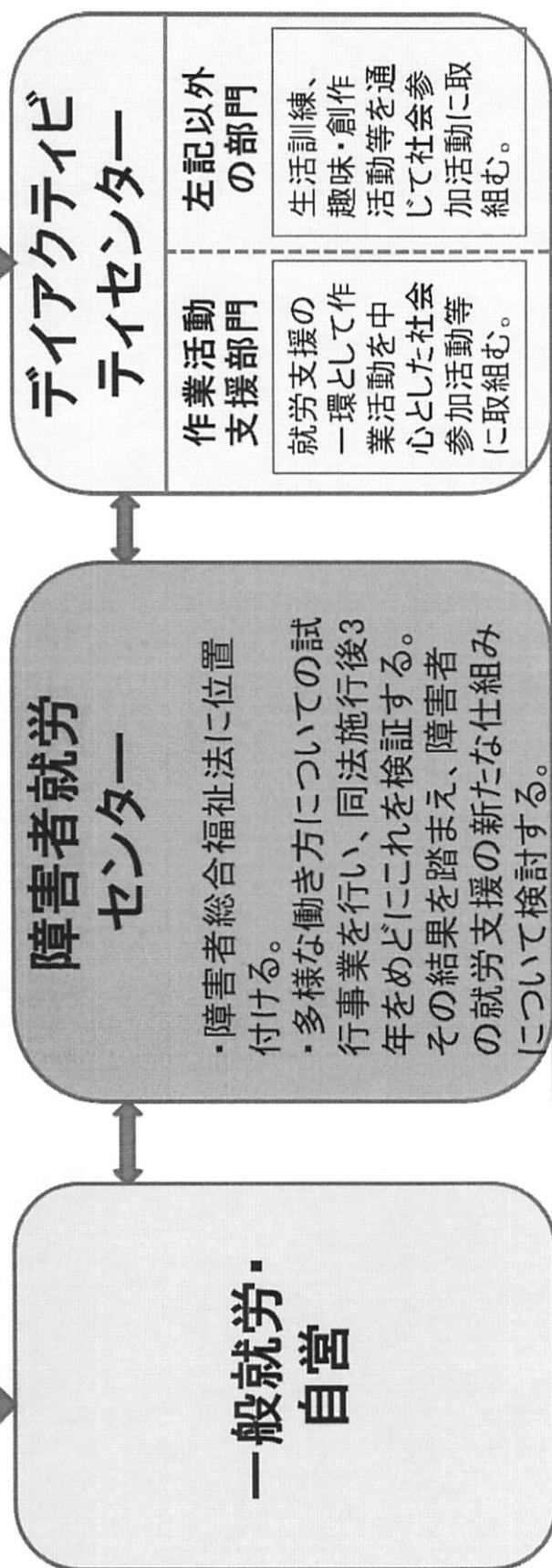
障害者就労センター

- 労働法の全面適用または部分適用
- 賃金補填等を含め最賃以上を目指す

デイクティブティセンター(作業活動支援部門)

- 労働法適用なし
- 年金等との調整で所得保障

障害者総合福祉法における 就労支援・日中活動等支援などの関係



適切な仕事を安定的に確保する。

- * 官公需優先発注の制度化
- * 官公需における随意契約の促進
- * 雇用率制度とリンクした見なし雇用制度の導入
- * 民需の発注促進 など

労働法規適用(全面適用または部分適用、自営を除く)
賃金補填の制度化の検討

労働法規適用なし
年金等による所得保障

* 労働法を適用することが適切ではない人が働く場を失わないよう、十分に配慮すること。

第1回 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の 在り方に関する研究会（議事次第）

日時：平成23年11月18日（金）

10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第5号館

専用21会議室

1. 研究会の開催について
2. 障害者制度改革の動きと現行の障害者雇用促進制度等について
3. 今後の研究会の進め方について
4. 意見交換
5. 閉会

【配付資料】

- 資料1：障害者の雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会開催要綱
- 資料2：障害者制度改革の推進体制
- 資料3：障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成22年6月29日閣議決定）
- 資料4：障害者制度改革推進会議及び総合福祉部会での議論
- 資料5：障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）（抄）
- 資料6：障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の対象
- 資料7：障害の種類別にみた障害者雇用施策の適用範囲
- 資料8：障害者の雇用状況
- 資料9：他の主な法律における障害者等の定義
- 資料10：各障害者手帳制度の概要
- 資料11：今後のスケジュール（案）

【参考資料】

- 参考：審議会等会合の公開に関する指針

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の
在り方に関する研究会開催要綱

1. 趣旨

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成 22 年 6 月閣議決定）を踏まえ、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等について検討を行うため、「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- （１）障害者雇用促進制度における障害者の範囲について
- （２）雇用率制度における障害者の範囲等について
- （３）その他

3. 研究会の運営

- （１）研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者の参集を求め、開催する。
- （２）研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- （３）座長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- （４）研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

4. 参集者

別紙のとおり

5. 開催時期

平成 23 年 11 月～

(別紙)

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会
会参集者

阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事
今野 浩一郎	学習院大学経済学部経営学科教授
海東 千裕	株式会社高島屋人事部能力開発・採用担当次長
川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
杉山 豊治	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
田川 精二	NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク理事長
田中 伸明	弁護士
田中 正博	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
野中 猛	日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科教授
丸物 正直	SMBC グリーンサービス株式会社代表取締役社長
八木原 律子	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

(五十音順、敬称略)

今後のスケジュール（案）

第 1 回（平成 23 年 11 月）

- 研究会の開催について
- 障害者制度改革の動きと現行の障害者雇用促進制度等について
- 今後の研究会の進め方について
- フリーディスカッション

第 2 回（平成 23 年 12 月）

- 関係者からのヒアリング①

第 3 回（平成 24 年 1 月）

- 関係者からのヒアリング②

第 4 回（平成 24 年 2 月）

- これまでの論点整理
- 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について①

第 5 回（平成 24 年 3 月）

- 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について②
- 雇用義務の対象となる障害者の範囲について①

第 6 回（平成 24 年 4 月）

- 雇用義務の対象となる障害者の範囲について②

第 7 回（平成 24 年 5 月）

- 雇用義務の対象となる障害者の範囲について③
- 雇用率制度に関するその他の議論

第 8 回（平成 24 年 6 月）研究会の取りまとめ①

第 9 回（平成 24 年 7 月）研究会の取りまとめ②

関係者からのヒアリングについて

1. ヒアリング先（案）

- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- 社会福祉法人日本盲人会連合
- 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

- 社団法人日本てんかん協会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会

- 地域障害者職業センター
- ハローワーク

2. ヒアリング項目（案）

- （1）障害者雇用促進制度における障害者の範囲についてどのように考えているか。
- （2）障害者雇用促進制度における障害者の範囲を就労の困難さに視点を置いて見直すことについてどのように考えているか。
- （3）雇用率制度における障害者の範囲（雇用義務の対象範囲）についてどのように考えているか。
- （4）雇用率制度におけるダブルカウントや特例子会社の取扱いなどについてどのように考えているか。
- （5）その他現行の障害者雇用促進施策についてどのように考えているか。（見直すべき点など）

障害種別にみた障害者雇用支援施策の適用範囲

		身体障害者	知的障害者	精神障害者		その他		
				(手帳所持)	(3疾患)	(発達)	(難病)	(その他)
障害者雇用促進法	公共職業安定所							
	職業指導等、就職後の助言及び指導	○	○	○	○	○	○	○
	求人の開拓等、求人者の指導等、事業主に対する助言及び指導	○	○	○	○	○	○	○
	適応訓練	○	○	○	○	×	×	×
	解雇の届出	○	○	○	×	×	×	×
	障害者職業センター							
	障害者に対する職業評価、職業準備訓練等及び事業主に対する雇用管理の助言	○	○	○	○	○	○	○
	職場適応援助者による援助等	○	○	○	○	○	○	○
	総合センターにおける調査研究	○	○	○	○	○	○	○
	障害者就業・生活支援センター	○	○	○	○	○	○	○
	雇用率制度							
	雇用義務	○	○	×	×	×	×	×
	実雇用率へのカウント、雇入れ計画	○	○	○	×	×	×	×
	障害者雇用納付金制度に基づく措置							
	調整金、報奨金、特例調整金、特例報奨金	○	○	○	×	×	×	×
	研究・調査・講習、啓発	○	○	○	○	○	○	○
	障害者雇用納付金制度に基づく助成金							
	障害者作業施設(福祉施設)設置等助成金	○	○	○	○	×	×	×
	障害者介助等助成金	※各障害特性(例:聴覚、視覚等)に応じて適用範囲を規定				×	×	×
	職場適応援助者助成金第1号	○	○	○	○	○	△※	△※
	職場適応援助者助成金第2号	○	○	○	○	○	×	×
	障害者能力開発助成金	○	○	○	○	×	×	×
		※その他職場適応援助者による援助が特に必要であると機構が認める者						
その他	主な助成金制度							
	トライアル雇用奨励金	○	○	○	○	○	○	○
	特定求職者雇用開発助成金	○	○	○	○	×	×	×
	発達障害者雇用開発助成金	×	×	×	×	○	×	×
	難治性疾患患者雇用開発助成金	×	×	×	×	×	○	×
	障害者職業能力開発校等(公共職業訓練)							
	施設内訓練	○	○	○	○	△※	△※	△※
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練	○	○	○	○	△※	△※	△※
		※受講推薦のみ、訓練手当は支給なし						

難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

いわゆる難病のある人は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限・困難に直面しているが、事業主においては、難病のある人の雇用経験が少ないことや、難病のある人について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

難病のある人※1を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※2

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

※1 特定疾患(56疾患)が否か、重症度等を問わず、モデル的に難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(平成22年4月現在で130疾患)を対象とする。

また、筋ジストロフィーを含む。

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

障害者雇用促進法の概要

(参考)

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

事業主に対する措置	
雇用義務制度	事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける 民間企業 1. 8% 国、地方公共団体、特殊法人等 2. 1% 都道府県等の教育委員会 2. 0% ※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社（特例子会社）を設立した場合等、雇用率算定の特例も認めている。 ※2 精神障害者（手帳所持者）については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができる。
納付金・調整金	障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る ○ 障害者雇用納付金（雇用率未達事業主） 不足1人 月額5万円徴収（適用対象：常用労働者200人超） ○ 障害者雇用調整金（雇用率未達事業主） 超過1人 月額2万7千円支給（適用対象：常用労働者200人超） ※1 平成27年4月より100人を超える事業主に拡大。 ※2 この他、200人以下（平成27年4月より100人以下）の事業主については報奨金制度あり。 （障害者を4%又は6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給） ・ 上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。（在宅就業障害者支援制度）
助成金	障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給 ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 等
障害者本人に対する措置	
職業リハビリテーションの実施	地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援く福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進 ○ ハローワーク(全国545か所) 障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等 ○ 地域障害者職業センター(全国47か所) 専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等） ○ 障害者就業・生活支援センター(全国310か所) 就業・生活両面にわたる相談・支援

社会保障改革の全体像

～未来への投資(子ども・若者支援)の強化と貧困・格差対策の強化～

社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、現役世代
の減少

高齢化に伴う社会保障
費用の急速な増大

- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない
- ・貧困問題や格差の拡大への対応などが不十分
- ・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を後世代・次世代へ先送り

社会保障制度
にほころび

現役世代も含めた全ての人により受益を実感できる社会保障制度の構築

改革のポイント

- ◆ 共助・連帯を基礎として自立を支援
- ◆ 機能の充実と徹底した給付の重点化・効率化を、同時に実施
- ◆ 世代間のみならず世代内での公平を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・少子化」の4分野に拡大＜社会保障4経費＞
- ◆ 社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時達成⇒2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げ
- ◆ 就労促進により社会保障制度を支える基盤を強化

＜改革の方向性＞

未来への投資
(子ども・若者支援)
の強化

- ・子ども・子育て
新システムの創設

医療・介護等
サービス保障の強化
ライフ・イノベーション
の推進

- ・地域包括ケアシステムの確立
- ・医療・介護保険制度の
セーフティネット機能の強化
- ・診療報酬・介護報酬の
同時改定

貧困・格差対策の強化
(重層的セーフティネット
の構築)

- ・求職者支援制度等の
第2のセーフティネット
の構築
- ・生活保護の見直し、
自立・就労促進
- ・総合合算制度の創設

多様な働き方を
支える
社会保障制度へ

- ・非正規労働者への
社会保障適用拡大
- ・新しい年金制度の検討

社会保障制度の
安定財源確保

- ・基礎年金国庫負担
1/2の安定財源確保
- ・消費税の引上げ

全員参加型社会、
ディーセント・ワークの
実現

- ・有期労働契約法制、
パートタイム労働法制、
高齢者雇用法制の
検討

1. 番号制度導入の趣旨

背景

- 少子高齢化（高齢者の増加と労働力人口の減少）
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

課題

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤がないため、

- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
- より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
- 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい（年金記録の管理等）
- 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
- 養子縁組などによる氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい等

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

現在

2. 番号制度で何ができるのか

(1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 「総合算制度（仮称）」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

(2) 所得把握の精度の向上等の実現

(3) 災害時における活用

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

(4) 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

- 各種社会保障料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）の確認
- 制度改正等のお知らせ
- 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減

- 所得証明書や住民票の添付省略
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

(6) 医療・介護等のサービスの質の向上等

- 継続的な健康情報・予防接種履歴の確認
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
- 難病等への医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
- 介護保険被保険者が異動した際、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書添付の省略
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

3. 番号制度に必要な3つの仕組み

付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用可能な、与える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

情報連携 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組み

4. 安心できる番号制度の構築

- 国家管理（一元管理）への懸念
- 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報情報の漏えい等の危険性への懸念
- 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

制度上の保護措置

- ・ 第三者機関の監視
- ・ 法令上の規制等措置（目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等）
- ・ 罰則強化等

システム上の安全措置

- ・ 「番号」に係る個人情報の分散管理
- ・ 「番号」を用いない情報連携
- ・ 個人情報及び通信の暗号化
- ・ アクセス制御等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）を踏まえた制度設計

5. 今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目的とする。

- H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
- 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- H27年1月以降 社会保障分野、税務分野の可能な範囲で「番号」の利用開始
- H30年を目途に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

○番号法の構成（イメージ）

I 基本理念

II 個人に付番する「番号」

➢ 「番号」の付番、変更、失効

III 「番号」を告知、利用する手続

➢ 年金分野

・国民年金及び厚生年金保険、確定給付年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者資格に係る届出、給付の受給及び保険料に関する手続

➢ 医療分野

・健康保険（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法）に関する短期給付を含む）及び国民健康保険法等の被保険者資格に係る届出、保険料に関する手続
・母子保健法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続

➢ 介護保険分野

・介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続

➢ 福祉分野

・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続
・生活保護の申請や各種届出に関する手続
・母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続

➢ 労働保険分野

・雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続

➢ 税務分野

・国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定により税務署長等又は地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用
・国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定に基づき、税務職員等又は地方公共団体の職員等が適正かつ公平な国税又は地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用

➢ その他

・社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの
・災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻し等に係る利用

IV 「番号」に係る個人情報

➢ 番号
➢ 左記Ⅲに掲げる手続のために保有される個人情報

V 「番号」に係る本人確認等の在り方

➢ 本人確認及び「番号」の真正性確保措置
➢ 「番号」のみで本人確認を行うことの禁止

VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

➢ 「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止
➢ 閲覧、複製及び保管等の制限
➢ 委託、再委託等に関する規制
➢ 守秘義務、安全管理措置義務
➢ 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認
➢ 代理の取扱い
➢ 情報保護評価の実施

VII 「番号」を生成する機関

➢ 組織形態（地方共同法人）
➢ 市町村への「番号」の通知
➢ 情報保有機関との関係（情報保有機関は番号生成機関に対し、基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）の提供を求めることができること。）

VIII 情報連携

➢ 「番号」に係る個人情報の提供等（情報連携基盤を通じて情報の提供が行われること。）
➢ 情報連携の範囲
➢ 住基ネットの基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）との同期化
➢ 情報連携基盤の運営機関

IX 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

➢ 設置、機能、運営機関（情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする）

X マイ・ポータルへのログイン等に必要ないCカード

➢ 交付
➢ 公的個人認証サービスの改良

XI 第三者機関

➢ 設置等（内閣総理大臣の下に委員会を置く）
➢ 権限、機能（調査、助言、指導等）

XII 罰則

➢ 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの
➢ 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの
➢ 委員会の委員長等に対する守秘義務違反

XIII 法人等に対する付番

➢ 付番、変更、通知
➢ 検索及び閲覧（法人等基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）に係る検索、閲覧サービスの提供）
➢ 「法人番号」の適切な利用に資する各種措置
➢ 法人等付番機関（国税庁）

○情報の機微性に応じた特段の措置

➢ 医療分野等における個人情報保護法の特別法を整備（医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに關し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備。）

厚生労働省社会保障改革推進本部について

1. 目的

「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）及び「社会保障・税一体改革の当面の作業スケジュールについて」（平成 23 年 8 月 12 日関係 5 大臣により確認・公表）を踏まえ、厚生労働省において、社会保障制度改革の着実な推進を図るため、「厚生労働省社会保障改革推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成

- （１）本部は、政務三役会議の下に設置し、本部長は厚生労働大臣とする。
- （２）本部長代理は、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官とする。
- （３）副本部長は、厚生労働事務次官、厚生労働審議官、官房長、大臣官房総括審議官とする。
- （４）その他の本部の構成員は、別紙 1 の職にあるものとする。
- （５）本部は、必要に応じて関係部局の職員の参加を求めることができる。
- （６）本部の庶務は、関係部局の協力を得て政策統括官付社会保障担当参事官室において行う。

3. 推進チームの設置

- （１）本部に「推進チーム」を置き、チームリーダーは辻厚生労働副大臣とする。
- （２）推進チームの主査は、政策統括官（社会保障担当）とする。
- （３）副主査は、参事官（社会保障担当参事官室長併任）とする。
- （４）その他の推進チームの構成員は、別紙 2 の職にあるものとする。

3. その他

前各号に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項については、本部が定める。

厚生労働省社会保障改革推進本部 構成員

本 部 長：小宮山厚生労働大臣

本 部 長 代 理：牧厚生労働副大臣

辻厚生労働副大臣

藤田厚生労働大臣政務官

津田厚生労働大臣政務官

副 本 部 長：厚生労働事務次官

厚生労働審議官

官房長

大臣官房総括審議官

構 成 員：大臣官房技術総括審議官

医政局長

健康局長

医薬食品局長

労働基準局長

職業安定局長

職業能力開発局長

雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老健局長

保険局長

年金局長

政策統括官（社会保障担当）

政策統括官（労働担当）

推進チーム 構成員

チームリーダー： 辻厚生労働副大臣

主 査： 政策統括官（社会保障担当）

副 主 査： 参事官（社会保障担当参事官室長併任）

構 成 員： 大臣官房厚生科学課長

医政局総務課長

健康局総務課長

労働基準局総務課長

職業安定局総務課長

雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局総務課長

保険局総務課長

年金局総務課長

参事官（労働政策担当参事官室長併任）